

首都圏新潟明訓会会則

(会の名称)

第1条 この会は、首都圏新潟明訓会（以下「同窓会」という。）という。

(事務局)

第2条 同窓会の事務局は、副会長事務局長宅に置く。

(会員)

第3条 同窓会の会員は次の者とする。

1. 新潟夜間中学校を卒業及び在籍した者
2. (旧) 新潟明訓中学校を卒業及び在籍した者
3. 新潟明訓高等学校及び同校併設中学校を卒業及び在籍した者

(目的)

第4条 同窓会は会員相互の親睦を図り母校の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 同窓会は第4条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(役員)

第6条 同窓会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名
4. 会計監査 2名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長は総会において選出する。
2. 副会長及び幹事は会員の中から会長が委嘱する。
3. 会計監査は会員の中から会長が委嘱する。（会計監査は他の役員を兼ねることができない。）

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は同窓会を代表し会務を統括・執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、同窓会の会務を整理するとともに必要に応じて分担執行する。会長に事故ある時はあらかじめ会長が指名する副会長が会長を代行する。
3. 幹事は同窓会の目的を達成すべき会務を審議する。
4. 会計担当は副会長または幹事が兼務する。

5. 会計監査は同窓会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は2年とし再任は妨げない。但し、後任が選任されるまでは在任する。

(顧問)

第10条 同窓会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は総会の承認を経て会長が委嘱する。
2. 顧問は同窓会の運営について会長の諮問に応ずるとともに、総会及び幹事会に出席して意見を述べる事ができる。

(会議)

第11条 同窓会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 幹事会

(総会)

第12条 総会は最高の決議機関であって年1回以上開催、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び決算報告
3. 会則の改正に関する事項
4. その他同窓会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第13条 幹事会は総会を開くに至らない事項を審議し次期総会までにおける同窓会の意思を代表するものとし次の事項を議決する。

1. 諸規程の制定及び改廃に関する事項
2. 総会に附議する事項
3. 総会から委任された事項
4. その他会長が必要と認めた事項

(会議の構成員)

第14条 各会議の構成員は次のとおりとする。

1. 総会は同窓会員で構成し会長が招集して議長となる。
2. 幹事会は幹事、会計監査、顧問で構成し会長が招集して議長となる。

(会議の議決)

第15条 会議の議決は出席者の過半数を持って決し可否同数の時は議長が

決する。

(資産管理)

第16条 同窓会の資産は会長が管理する。

(資産)

第17条 同窓会の資産は次のとおりとする。

1. 総会・懇親会の会費
2. 同窓会本部よりの活動費
3. 寄付金
4. その他の収入
5. 預貯金

(決算及び監査)

第18条 同窓会の会計は会計年度終了後できるだけ早い時点に決算し、会計監査の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 同窓会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(会則の変更)

第20条 本会則は総会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

(付則)

1. この会則は平成30年(2018年)2月1日から施行する。